

第 1106 回教育委員会 会議録

令和 4 年 1 月 27 日

14 : 00 ~ 14 : 40

①開 会

< 菅間 教育長 >

ただ今から、第 1106 回教育委員会を開会いたします。

< 菅間 教育長 >

議事等に先立ち、申し上げます。

先ほど、2 名の傍聴の申出があり、これを許可しましたので、御了承願います。

②会議録署名委員の指名

< 菅間 教育長 >

会議録署名委員に、武田委員と山川委員を指名いたします。

③会期の決定

< 菅間 教育長 >

会期は、本日一日としていかがですか。

< 各 委 員 >

異議なし。

< 菅間 教育長 >

御異議なしと認め、会期は本日一日に決定いたします。

④報 告

< 菅間 教育長 >

議事に先立ち、報告があります。

(1) 「令和 3 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について」、スポーツ保健課長より報告願います。

< スポーツ保健課長 >

それでは、私から「令和 3 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果」について、御説明申し上げます。

資料を御覧いただきたいと思えます。資料に沿って説明をさせていただきます。

「1 調査の概要」についてであります。この調査は、学校での体育・健康等に関する指導改善に活用することなどを目的にしまして、平成 20 年度から毎年、全ての小学校 5 年生と中学校 2 年生を対象に、8 種目の実技と運動習慣等について調査を行っているものでございます。なお、令和 2 年度は、コロナ禍の影響によりまして、調査が中止となっております。

「2 結果の概要」についてであります。説明の際には、小学校 5 年生は小 5、中学校 2 年生は中 2 と略して説明をさせていただきたいと思えます。

まず、表 1 を御覧いただきたいと思えます。こちらに、種目別の結果と 8 種目の体力合計点を一覧にしております。

丸で表記しているものが全国平均を上回った種目、下向きの三角で表記しているものが全国平均を下回った種目です。

表の右の欄には、体力合計点の本県平均、全国平均及びその点数の差

を記載しております。

2の(1)「体力合計点について」に記載しておりますとおり、体力合計点は、小5の女子、中2の男女が全国平均を上回っております。小5の男子につきましても、全国平均との差が-0.05ポイントとほぼ同じ程度でありました。

一方で、資料の左下の図1のグラフでございますが、これは体力合計点の推移であります。今年度結果と令和元年度の調査結果を比較しますと、小5男女と中2男女の全ての調査対象において下回るという結果となっております。

次に、2の(2)「種目別結果について」にお戻りいただきたいと思っております。

こちらは、小5男女と中2男女の全ての種目を合わせますと、34種目中22種目で、全国平均を上回っておりまして、握力、持久走及び20mシャトルランは小5男女と中2男女の全ての調査対象で、全国平均を上回りました。

資料の「3 体力の低下の要因」を御覧いただきたいと思っております。

スポーツ庁では、体力の低下の要因としまして、令和元年度の結果から指摘されていた「(1) 運動時間の減少」、「(2) テレビ・スマホ・ゲーム等の学習以外のスクリーンタイムの増加」、「(3) 肥満である児童生徒の増加」の三つを挙げておりまして、新型コロナウイルス感染拡大を受けた様々な活動制限によって、更に拍車がかかったと分析しております。

本県でも資料に示しておりますとおり、同様の影響を受け、体力が低下したと考えております。

このような新型コロナウイルスの影響を可能な限り抑えるために、4の「コロナ禍において山形県教育委員会が行った取組み」としまして、長期臨時休業や活動制限のあった期間中に、自宅で取り組む運動について、資料等の配布や動画を配信したほか、長期臨時休業明けの体育授業における工夫としまして、運動不足の児童生徒に対しまして、徐々に体を慣らしながら体を動かしていくような丁寧な指導や、感染防止対策を講じながら工夫して行う事業の好事例といったものも提示させていただきながら、各学校の取組みの促進を図ってきたところであります。

表2は、運動やスポーツに関する本県児童生徒の意識調査の結果でございますが、「運動やスポーツをすることが好き」、「体育の授業が楽しい」といった項目について、肯定的な回答をした児童生徒が多くおりまして、全国を上回っている項目もあります。

本県の児童生徒は、運動やスポーツに高い興味関心を持っていることが分かります。このような児童生徒の運動に対するモチベーションを高めていくためにも、児童生徒が自ら積極的にかつ日常的に運動に取り組む環境を作ることが大切であると考えております。

このようなことを踏まえまして、最後に「5 今後の対応」についてでございますが、1点目は、「本調査結果の分析・提言を踏まえた取組みの充実」を進めてまいります。

平成26年度から開催しております有識者を交えた体力向上推進委員

会におきまして、本調査の結果を分析、課題などについて提言をまとめまして、県内全ての小中学校の体育担当教員が参加します体力向上対策会議というものがございます。そちらにおいて内容を共有しまして、各学校における体力向上に向けた「1学校1取組み」に反映させてまいります。これは例えばですけれども、ある小学校では、長縄跳びを行う日を決め、定期的に皆で体力向上に励むという時間を作るというものでございます。これについては小学校から高校まで様々取り組んでいただいている状況にございます。

2点目につきましては、「児童生徒の運動能力を伸ばし、かつ、楽しい体育授業の展開に向けた教員の指導力向上」でございます。

各学校において調査結果から児童生徒の運動能力の傾向を分析していただき、課題となっている能力を伸ばしつつ、楽しい体育の授業を実施できるよう体育担当教員の指導力向上に取り組んでまいります。

3点目は、「児童生徒が日常的に運動に取り組むことにつながる資料等の提供」でございます。

体力低下の要因とされている3点の改善に向けては、先ほども申し上げましたとおり、児童生徒が学校以外の日常生活において、自ら積極的に運動に取り組む環境づくりが必要でありますので、児童生徒が日常的に行える運動の取組み事例などをまとめまして、学校を通して提供するように進めてまいります。

これら3点につきまして、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底の上、県内全ての小中学校、市町村教育委員会、各教育事務所の連携を進めながら取り組み、児童生徒の運動習慣の充実と体力の向上を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

<菅間教育長>

ただ今の報告について御質問等ございますでしょうか。

<小関委員>

これは総じてコロナ禍における自粛などがあったために、全国的にも体力が低下しているというデータだと思いますが、中学生男子だけは全国的にも山形県においてもそれほど落ち込まず、他の調査対象で大幅に落ち込んでいます。中学女子も落ち込んでいるので、中学男子だけがそれほど落ち込まなかった理由は何かあるのでしょうか。

<スポーツ保健課長>

総じて落ちている中で、中学男子だけ下げ幅が小さかった理由ですが、運動に対する意欲という部分が考えられます。中学男子は学校に行けない中でも、運動する、運動したいという意欲が高かったのだと思います。

<小関委員>

あとは、プロスポーツですよね。中学生くらいからユースに入るなどしている事例もありますしね。そうするとプロを目指しているので、あまり影響を受けなかったという可能性もあります。

<スポーツ保健課長>

学校の部活動だけではなくて、外部での活動も最近は増えてきている

状況にあります。そういった部分も影響して、部活動がないからといって運動する機会が総じて減ったわけではなかったということもあると思います。

<武田委員> 保護者はこの結果内容を知る機会はあるのでしょうか。

<スポーツ保健課長> 各学校で業者等に依頼し、分析しております。また、小学校では各学校で特徴をまとめて、生徒に配布することとしておりますので、生徒を通して保護者に伝わることとなります。

<武田委員> 私には小学生の息子がおりますが、この落ち込みはショックだなど思いながら見ていたので、家庭での土日の過ごし方など親としての意識を上げていかなければいけないと思います。

運動をしていない子だったら、よりインドアな遊びしかなくなり、どうしてもこのような結果にならざるを得ないかなと思うのですが、その後の運動習慣を考えると、意識していかないと急に上がっていかないだろうと思われますので、是非共有をよろしく願いいたします。

<工藤委員> スクールバスを利用する地域だと、登下校でも歩かない子どもが増えていると思います。以前、私の息子が所属しているスポーツ少年団の保護者の会議のときに、体育の時間数はそれほど多くないので、中間休みやお昼休みにマラソンの練習や遊びの中に少し体を動かせるレクリエーションを独自に行っている学校があるとの話をお聞きました。一方で、そのようなレクリエーションには、スポーツが好きな子は積極的に参加するけれども、そうでない子は参加しないので、差がますます開いていくという話もお聞きました。

コロナ禍の中であっても、特に体力維持をしたいと思うような、例えば中学生男子は、自主トレのようなことをしていたというのがこの調査の背後にあるのかなと思ったのですが、地域の中でも体育館の中で行うようなスポーツでは、密になるかもしれないので、保護者や地域の大人もどのように対応してスポーツをさせていいのかというのが見えないという時期もあったと思いますので、今後もう少し見ていかないと分からないと思います。

家庭の中で、子どもに対してどのように取り組めるのかなと考えたときに、学校のような設備や場所がなければ、家の中で運動に取り組ませることは難しいと思いますし、スクールバスでの通学や保護者が送迎する家庭が増えているという環境もあるので、もう少し遊びの中にスポーツを取り入れているレクリエーションを積極的に行っていただくと良いのかなと感じたところです。

<片桐委員> 酒田市内においても休校している学校がありますが、動画での授業の合間に、先生が特別なものを使わなくても楽しく運動できる方法というものを教えていたそうで、それが非常に良かったという話をお聞きし

ました。その時はお母さんも休みだったものですから、自分も一緒にやったら楽しくて、次回からもそれを導入することができたらなというお話もお聞きしましたので、この資料に記載されている動画配信は有効だなと感じました。

<小 関 委 員>

それに付随してなのですが、この前の東京オリンピックのスケートボード種目でメダルを取った方が、Y o u T u b e の動画を見て勉強して、メダルを取ったという話をしていました。

動いている動画を見るだけでも、運動と同様の効果があるかもしれないという脳科学の研究があるらしいので、動画配信は確かに有効かなと思います。

<菅間教育長>

運動できない子どもたちもストレスを抱えているでしょうし、動かしてあげるといふことも含めて、結果だけではなくて、対策も考えていきたいと思います。

<菅間教育長>

他になければ、次に、(2)「令和4年度山形県公立高等学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症への対応について」、高校教育課長より報告願います。

<高校教育課長>

それでは、報告資料の2-1をお開きください。

「令和4年度山形県公立高等学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症への対応について」、御報告申し上げます。

入学者選抜における新型コロナ対応につきましては、去る11月の定例教育委員会におきまして、入学者選抜を実施する上でのガイドラインを策定したことなどについて、報告をさせていただいたところでございます。今回は追加的な対応として、御覧の二つの事項について報告をさせていただきます。

一つ目は、受検者の感染防止対策についてでございます。二つ目は、新型コロナウイルス感染症の感染者や濃厚接触者等への具体的な対応についてでございます。過日、各中学校及び高等学校へは文書にて連絡をしているところでございます。本日は事後報告となりますが、資料を基に説明させていただきます。

資料に従って説明いたします。ページをめくっていただきまして、「1 受検者の感染防止対策について」でありますけれども、報告2-2と2-3を御覧ください。

この資料は、受検者及び保護者への感染防止対策のお願いの文書でございます。

各中学校等を通して、公立高校受検予定の生徒及び保護者に、文書を配布していただくように依頼をしているところでございます。

主な内容としましては、「1 受検日までの健康管理等」につきましては、「(1) 基本的な感染防止対策の徹底について」、「(2) 発熱等がある場合の医療機関の受診について」をそれぞれお願いしております。

(3) 以降では、家庭内での感染防止などについてもお願いをしているところがございます。

「2 受検日当日の感染防止対策について」では、不織布マスクの着用や検査会場内では、会話を控えること、手指消毒を徹底することなどについて依頼をしております。

「3 新型コロナウイルス感染症の感染者又は感染者の濃厚接触者等となった場合について」では、右上に別紙としております報告資料2-4ページを添付しまして、受検者及び保護者の皆様にお知らせしているところがございます。この部分についての具体的な内容については、次の資料2で御説明いたします。

戻っていただきまして、「7 合格発表について」は、昨年度に引き続き、Webを活用しての発表を予定しております。

それでは、報告2-5になりますが、資料2を御覧ください。

「公立高等学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症の感染者及び感染者の濃厚接触者等の症状に応じた対応について」でございます。ここでは、受検者の新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じた受検の可否について定めております。

資料2の「1 受検者の状況別の受検の可否」を御覧ください。受検者の状況のうち、①から⑩までとしておりますけれども、例えば①については、受検者が新型コロナに感染し、まだ治療中又は療養中の場合となります。この場合については受検不可となります。

また、③のように濃厚接触者となり、PCR検査の結果がまだ判明していない場合でも、受検不可となります。

これらのように、受検不可となる場合については、受検機会を確保する観点から、特例措置により選抜することとしております。特例措置につきましては、後ほど説明させていただきます。

続きまして、受検者の症状の⑤でございます。濃厚接触者であっても、PCR検査の結果が前日までに陰性であることが確認され、かつ、当日も無症状である場合については、別室で受検できることとしております。これら御覧のように、①から⑩までの状況を想定しまして、受検可の場合については、別室を最大で4室準備して対応することとしております。

なお、別室の設定については、国より出された「令和4年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」というものがございますけれども、こちらに準拠した対応としているところがございます。

続きまして、報告2-6を御覧ください。

「2 「受検不可」又は「別室で受検」となる場合の連絡方法」について、次のように定めております。受検者が受検不可となるような場合については、中学校等の校長を通して、志願先高等学校に連絡することとしております。

最後に、資料3でございますが、こちらが「新型コロナウイルス感染症等の特例措置による選抜に係る実施要項」となります。新型コロナウ

ウイルスに感染した場合や濃厚接触者になった場合などで、受検不可となった受検者につきましては、この実施要項に基づきまして、特例措置により選抜をいたします。

具体的には、「3 対象者の入学者選抜に係る特例措置」を御覧ください。中高一貫教育に係る連携型入学者選抜においては、面接を実施いたしませんけれども、「(3) 選抜の方法」にありますとおり、受検者から提出があった「学習のまとめ」を資料として総合的に判断いたします。

一般入学者選抜においては、学力検査、面接・適性検査を実施しないこととなりますけれども、報告2-8にありますとおり、選抜については、調査書中の記載事項を資料として総合的に判断をさせていただきます。

なお、推薦入学者選抜については、小論文、面接、実技などを検査項目としておりまして、受検できない場合、選抜が難しいこと、また、3月の一般入学者選抜に志願する機会が残されていることから、昨年同様、特例措置の対象外としているところでございます。

「(4) 定員の取扱い」についてでございますが、特例措置の対象者につきましては、入学定員とは別に合否を判定できるものとしております。以上、報告申し上げます。

<菅間教育長>

ただ今の報告について御質問等ございますでしょうか。

<山川委員>

新型コロナウイルスの感染症への対応は、昨年度から様々検討されていて、しっかりしたものが出来上がっていると思います。これとは直接的に関連はしないのですが、最近の感染症患者の数が今日も100人を上回っており、1か月前には想定できなかったような数字が出てきていて、最近では身近なところでもそれらしい話を聞くような状態です。

そこで考えるのは、数年前にいわゆる採点ミスがあり、その後に様々な対策が講じられていて、ここ2年ぐらいいはミスがない状態で、その点は非常に良いと思います。採点作業は非常にタイトな日程で行っていくわけですが、例えば、その方たちが新型コロナウイルスに感染することや濃厚接触者になることは、最近の状況を見れば、あり得ることだと思います。そのような場合に、採点する人がいなくて、中途半端になってしまったら、本末転倒な話ですよ。

考えておいた方が良いのが、タイトな人数と体制で短い期間に集中して、間違わないように行っていくわけで、その中で、もし、濃厚接触者や感染者が出た場合に、大丈夫なんでしょうかということです。そこまでの対策は考えていますか。

<高校教育課長>

試験当日や採点業務も含めて、もし学校の職員にそのような濃厚接触者や感染者が出た場合に、ダメージが大きいと思いますので、現時点で応援体制として教育委員会の職員や教育事務所などの指導主事をそれぞれの学校に派遣できるような体制を考えております。前日、急に連絡がきて、対応が必要な場合も想定して、可能な限り配置できるような人

数を確保するべく準備を進めているところでございます。

<山 川 委 員>

そうですね。去年の12月の段階だと、それほどのことはないだろうと思いましたが、最近の状況をみると、どうなるか分かりませんしね。1か月半後には、収束に向かっていけばいいのですが、このようなこともあり、対応はその時になって、あわてないように考えた方が良くのかなと思います。

<菅間教育長>

他にございますか。

<武 田 委 員>

この前、ある施設に行ったときに、非常に厳しい入館チェックがあったものですから、それに準じて比較すると、例えば、健康管理等については各自チェックとなっておりますけれども、管理表の様式のようなものがあって、自己チェックや家族でチェックできるようになっているのでしょうか。

<高校教育課長>

受検者に対して、様式までお示ししておりませんが、そこについては、中学校の方でしっかり対応していただくことと、当日の会場での検温については、受検生の動揺という部分に配慮しまして、会場での検温を行わない代わりに、少しでも体調に異変がある場合は、生徒が自ら申し出ただけのような雰囲気づくりについて、最初のガイダンスも含めて、丁寧に対応していきたいと考えております。

<武 田 委 員>

動揺させないところまで配慮してということですね。報告2-4の⑤についてですけれども、前日までに陰性が確認されていて、当日も無症状の場合、キットでの抗原チェックまで強制はしないということでしょうか。

<高校教育課長>

当日、無症状であることについては、中学校と連携をして、中学校を通して状況を確認していただく等の体制にしていきたいと思っております。

<武 田 委 員>

ほぼ無症状というものが今のコロナの状態ですし、かつ、陽性率が非常に高くなっておりますが、当日の検査キットでのチェックは行わないということでしょうか。

<高校教育課長>

受検生の心理的な動揺に配慮するため、そこまでは現時点では考えておりません。

<菅間教育長>

当日の抗原チェックまでは強制しないということですか。

<中 川 次 長>

文部科学省より、PCR検査の陰性、陽性を受検の要件としてはならないという指導があったため、本県も同様の対応をしております。

<武 田 委 員>

民間企業の目線から見ると、本気でコロナをこの場で起こさせないと

いう形にするのか、受検生に沿って当日までの管理という形なのか不明でした。当日は何が起こるか分かりませんので、受検生に沿った判断だということに理解しました。

<菅間教育長> 他にございますか。

<小 関 委 員> 先日、実施された共通テストの東京大学会場であった傷害事件のように、高校受検でもデマでサリンを撒くという内容のメールを送るなどのケースもありますから、防犯体制に関しても、あるかもしれない程度は想定しておいた方が良くもしいないと思います。

<高校教育課長> 国の機関から警察にも十分配慮するよという通知も来ておりますし、こちらでも県警と連携をして対応するというのが一つと、学校によっては入口で動線を管理している職員がおりますので、そのようなことも想定しながら、しっかりと対応していくように周知してまいります。

<小 関 委 員> コロナにだけ注意が向かっていて、防犯部分の対策が足りず、関係ない人が入ってきたということだけないようにお願いします。

<菅間教育長> 他になければ、次に、(3)「令和4年度山形県立東桜学館中学校入学

者選抜の結果について」、高校教育課長より報告願います。

<高校教育課長> 報告3-1でございます。「令和4年度山形県立東桜学館中学校入学

者選抜の結果について」、御報告申し上げます。

入学定員99名に対しまして、志願者数は男子88名、女子85名、合計173名でございました。1月8日に適性検査、作文及び面接の各検査を実施したところでございます。

今年度も、受検者の座席間の距離の確保や計画的な換気など、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底を図った上で実施したところでございます。

当日の欠席者が1名あったため、172名が受検をしております。最終倍率は1.74倍となり、昨年1.61倍であったことから、0.13ポイント増加しているという状況でございます。

男子48名、女子51名、合計99名の入学許可予定者を選抜しまして、1月14日に全受検者に対して結果通知を発送しております。

以上でございます。

<菅間教育長> ただ今の報告について御質問等ございますでしょうか。

<菅間教育長> なければ、これより議事に入ります。

<菅間教育長>

議第1号「山形県立特別支援学校の小学部・中学部における令和4年度使用教科用図書の追加採択に係る臨時専決処理の承認について」及び議第2号「山形県立特別支援学校の高等部における令和4年度使用教科用図書の追加採択に係る臨時専決処理の承認について」を、特別支援教育課長より一括して説明願います。

<特別支援教育課長>

それでは、議1-1を御覧ください。議第1号は、山形県立特別支援学校の小学部・中学部における令和4年度使用教科用図書の追加採択に係る臨時専決処理の承認について、お諮りをするものです。

提案理由にありますけれども、県立特別支援学校の小学部・中学部で使用する教科用図書につきましては、昨年8月の定例教育委員会で採択をしていただいたところです。

しかしながら、このうち障がいの程度が重い子どもたちが使う絵本などの一般図書につきましては、絶版や在庫不足などで供給できないため、追加採択するよう文部科学省から依頼がございました。

このため、12月中に追加をして、文部科学省に届出する必要がございましたので、緊急を要したため、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則第5条第1項の規定により専決処理をいたしましたので、同条第2項の規定により、承認を求めため、提案するものでございます。

それでは、議1-2を御覧ください。「1 新たに教科用図書の採択の必要が生じた理由」につきましては、今申し上げたとおりに品切れのため、追加して採択する必要が生じたというものです。

品切れの図書につきましては、議1-3に文部科学省の通知を、議1-4に品切れの図書一覧を載せてございます。

本県の特別支援学校については、11校で12種類の教科書、計397冊が該当ということになりました。

続いて、これを踏まえまして、新たに採択するための根拠ですけれども、議1-2の2にございますように、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律がございまして、発行が行われないことになった場合、新たに採択することができるという規定がございまして、これに基づいて事務手続きを行いました。

「3 新たに選定された一般図書について」に概要をまとめております。小学部8校が9種類、中学部7校が10種類を新たに選定いたしまして、事務局で審査をいたしました。

その結果、議1-5には、小学部で追加採択するものの案を載せております。また、議1-6につきましては、中学部の追加採択について載せております。

なお、議第2号ですけれども、こちらは全く同じ理由で、高等部の一般図書について、事務手続きをしたものでございます。理由、手続き等については中学部と同様です。採択案につきましては、議2-3を御覧ください。追加して採択する高等部の一般図書の案を議2-3に掲載をさせていただきました。

以上、各特別支援学校より選定されたものを事務局にて審査し、追加採択案といたしました。これらにつきましては、12月中旬に文科省に受領数報告をする必要がございましたので、専決処理をいたしました。案の承認をどうぞよろしくお願いいたします。

<菅間教育長> ただ今の説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<武田委員> 品切れというのは、採択できた学校もあったということでしょうか。採択できたけれども、品切れで回らないところもあったということでしょうか。

<特別支援教育課長> 全国の学校で採択したものを、文部科学省に報告をしまして、文部科学省で一括して、出版社にこれだけの数を供給できるかどうかという確認をしたところ、できないものが出てきたということで、その図書を採択した都道府県全てに同様の通知が出ておりますので、一部でできた、一部でできないというのではないと思います。

<武田委員> 見込み数より多くてということですよ。そうではないと、最初から並ばないわけですよ。この議案は初めて見る議案だと思いました。

<特別支援教育課長> 今回、このように大幅な追加採択が必要となった背景には、令和3年度までの教科書につきましては、文部科学省で一般図書の一覧を作成しまして、その一覧を作成する際に各出版社に供給可能かどうかを確認した上で、全国の都道府県教育委員会に配付していたのですが、今年度より国で図書を推奨することは趣旨にそぐわないため、その一覧は作成しないという連絡がございました。

このため、それを作成するにあたって、供給可能かどうか確認をしていない状態でしたので、このように多数の一般図書について供給不可能なことが直前になって分かったということになります。

次年度はこのようなことが生じないように、都道府県の中で採択する前に、どのような手続きが必要かを検討しているところです。

<菅間教育長> 他になければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各委員> 異議なし。

<菅間教育長> 御異議なしと認め、議第1号及び議第2号は原案のとおり可決いたします。

⑥閉会

<菅間教育長> これで、第1106回教育委員会を閉会いたします。